

# 樹園地継承マッチング情報に

## 樹園地を登録してみませんか？

### 樹園地継承マッチング情報とは

後継者がいない生産者が、樹園地の樹体と農地を一体で円滑に継承（売買・貸借）できるよう、樹園地情報を事前に登録・公開する仕組みです。  
一方、受け手は収穫までの年数を要さないメリットがあります。

樹園地の出し手  
(後継者不在農家等)

後継者もないし、  
継いでくれる人は  
いないだろうか



樹園地を登録

### 樹園地継承 マッチング情報

<町のホームページで公開>

マッチング情報への  
アクセスはこちら



マッチング



(当事者間で話し合い 契約)

樹園地の受け手  
(新規就農者、規模拡大農家等)

新しくりんごを  
育てたいけれど、  
どこかにいい樹園地  
はないだろうか



樹園地を検索

### 樹園地継承マッチング情報で公開する項目

- 樹園地所在地 ○樹園地面積 ○作付品目 ○継承の希望時期
- 継承希望相手 ○売買・貸借

※樹園地の出し手の方のお名前、連絡先などをお伺いしますが、公表いたしません。  
※お預かりした個人情報にはマッチング情報データベースの運用等によりのみ利用させていただきます。  
※売買・貸借希望価格や品種構成等、その他の事項についても非公開ですが登録していただきます。

# 樹園地継承マッチング情報 Q&A

## Q1. どのような樹園地が登録できますか？

A. 登録できる樹園地は

① 現在耕作されている樹園地

(りんご、ぶどう、さくらんぼ等の果樹が地植えで栽培されている樹園地)

② 後継者が不在のため、離農、規模縮小を予定している農業者の樹園地

③ 共有名義でない樹園地

④ 相続登記の手続きが完了している樹園地

以上の条件を満たした樹園地が登録できます。

## Q2. 樹園地継承マッチング情報に登録すれば樹園地の引受先を探してもらえるのですか？

A. 本取り組みでは継承を希望する樹園地情報の公開までとなっております。受け手が情報を閲覧し、興味を持った場合には当事者間で交渉を行っていただくこととなります。なお、農業委員会への農地のあっせん依頼と併用することも可能です。

## Q3. 樹園地を登録した後も耕作を続ける必要がありますか？

A. 受け手が見つかるまでは、耕作を続けていただく必要がありますが、続けられなくなった場合にはご相談ください。

## Q4. 登録された樹園地を継承した後に、改植等で樹木を伐採しても大丈夫ですか？

A. 樹体と樹園地を一体的に売買した後は、受け手の営農方針に基づき改植等で伐採することも差し支えありませんが、貸借の場合、樹体の扱いについては出し手側とあらかじめ協議しておく必要があります。

## Q5. 登録や利用に料金はかかりますか？

A. 登録、利用などに料金は一切かかりません。また、マッチングが成立した場合にも手数料をいただくことはありません。ただし、実際の売買、賃借契約にあたっては農業委員会に相談してください。

樹園地の出し手には  
支援制度も！

## 離農者への事業継承支援制度 (朝日町独自の支援制度)

経営移譲者(出し手)が離農する際に、生産可能な樹園地を第三者となる認定新規就農者に移譲する場合、経営移譲者(出し手)に対して町から給付金を交付します。

① 交 付 額: **10アールあたり 5万円**

② 対 象 者: 経営移譲者(出し手)

③ 対 象 地: 30a以上の移譲する樹園地

④ 要 件: 高齢や病気等により離農を考えている方が樹園地を第三者の認定新規就農者に移譲する場合

あさひりんごの郷協議会の  
情報はこちらから



あさひりんごの郷

検索



次世代につなぐ  
あさひりんごの郷

ご相談・お問い合わせはこちら

あさひりんごの郷協議会

(樹園地継承相談窓口)

TEL: 0237(67)2114

西村山郡朝日町宮宿1115 朝日町農林振興課内

Email: asahiringonosato@gmail.com